

## 「児童・生徒ワイド補償制度に関する質疑応答」

- Q1. 個人賠償の保険の対象となる方（被保険者）の範囲は？
- A1. 被保険者ご本人以外にもご両親や同居のご家族等も対象となります（対象となる方の範囲の詳細は児童・生徒ワイド補償制度パンフレット P.5 をご参照ください）。
- Q2. 団体割引 30%、損害率による割引 25%とはどのくらいの割引率か？
- A2. 同じ程度の保険を個人で加入するより約 50%程度の割引率になります。
- Q3. 育英費用の被保険者は？
- A3. 扶養者となります。加入依頼書に「被保険者の扶養者」と記載された方をいいます。
- Q4. 被保険者が転校により、さいたま市 PTA 協議会加入校以外の学校に転校した場合手続きはどのようにすれば良いのか？
- A4. 幹事代理店である東海日動パートナーズ EAST 社にご連絡ください。その後契約は解約頂くか、自動更新を停止し直近の満期日まで契約を存続させる方法をお選び頂くこととなります。
- Q5. 平成 30 年度募集のパンフレットは新生も在校生も同じものを配布するので良いのでしょうか？（昨年度は在校生用と新生用のパンフレットがあったため）
- A5. 平成 30 年度のパンフレットは 1 種類となります。新生と在校生は同じパンフレットを配布いただくようお願いいたします。
- Q6. パンフレットは新生の保護者説明会にて配布とのことだが、一部中学校では保護者説明会が終わっている。その場合は 4 月の入学式で配布するようにとの説明であったが、パンフレットの表紙の募集締め切りは 3 月 20 日となっている。保護者には募集締切が終わったパンフレットを渡すことになってしまう。二次締切について、パンフレット上に締切が記載されていないのはわかりにくい。二次締切の補足説明文章を出してほしい。
- A6. 入学式で配布いただく学校についての二次締切のご案内につきましてはさいたま市 PTA 協議会と打ち合わせの上対応検討いたします。
- Q7. 既に児童・生徒ワイド補償に加入しているが、4 月 1 日で補償タイプを変更したいと考えている。その場合の手続きはどのようにすればよいのか？
- A7. 現在加入いただいている契約を解約いただき、4 月 1 日付けでご希望の補償タイプでの再加入をいただくこととなります。お手続きの詳細は、幹事代理店である東海日動パートナーズ EAST 社にご連絡ください。